

# 平成30年度 さいたま市立原山小学校いじめ防止基本方針【改訂版】

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、その防止及び対策にあたってきた。

このたび、「いじめ防止対策推進法の施行」、「いじめ防止等のための基本的な方針の改定」を受け、「さいたま市立原山小学校いじめ防止基本方針」を改めて策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めると共に、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめ被害児童が何らかの問題（生徒指導上、あるいは精神的問題）を抱えている場合でも、被害児童の訴えに耳を傾け誠実に対応する等、いかなる場合でも、いじめ被害者の児童を全面的に守る。
- 4 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 6 いじめの早期発見のために、アンケート調査等、実効的な取組を行う。
- 7 該当児童の安全を確保するために、関係機関と連携する。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 9 これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、当該児童が共に学校に在籍している等、一定の人的関係がある状態で行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることから、背景にある事情の調査を行

い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

### いじめ解消の定義（「いじめの防止等のための基本的な方針」【改訂版】より）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情に勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）の止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校評議員、主任児童委員、民生委員、自治会長  
※構成員には必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、構成員以外の関係者を招集し、対応することも考えられる。

(3) 開催：

ア 定例会（各学期1回程度開催、学校評議員会を兼ねて開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）

ウ 臨時委員会（校長が必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係

る情報の収集と記録、共有を行う。

- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む)が、あった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る行内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う(PDCAサイクルの実行を含む)

## 2 「みんな友だち笑顔の原小」実行委員会(子どもいじめ対策委員会)

- (1) 目的: いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団や、いじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員: 児童会代表委員、各委員会委員長
- (3) 開催:
  - ア 定例会(6月、12月に開催予定)
  - イ 校内委員会(代表委員会と兼ねて開催: いじめの問題についての情報交換を行う。)
  - ウ 臨時委員会(代表委員会担当教師が、必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を、学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。
  - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取り組みを推進するため、各委員会の委員長や、各クラスの代表委員が集まる話し合いを開催する。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
  - 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師(道徳主任)を中心に、全教師の協力体制を整える。
  - 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした年間指導計画を作成する。

## (2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

## 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要領に基づき、学年児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・ 6月の生活目標「あたたかな思いやりの心をもとう」との関連
  - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・ 校長等による講話
  - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・ 学校だよりやPTA広報誌等による、家庭や地域への広報活動

## 3 「人間関係プログラム」を通して

### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

### (2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

## 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：5年生 6月  
6年生 6月

## 5 メディアリテラシー教育を通して

### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施： 5・6年生

## 6 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、保護者と連携して指導する。

(2) 学校公開や学級懇談会等で、保護者が子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努めることを促す。

(3) 学校と保護者が共通理解を図りながら、児童に基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童生徒の観察

#### ○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気づくこと
- ・気づいた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

(1) **健康観察**：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底

(2) **授業中**：姿勢、表情、視線等の観察。忘れ物や教科書・ノート等の落書きの確認  
隣と机が離れている 等

(3) **休み時間**：独りぼっち、集団の中へ入れない、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(4) **給食**：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押しつけられたり、大変な仕事だけをやらされたりする 等

(5) **登下校指導**：独りぼっち、後ろから蹴られる、荷物を持たせられる 等

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施： 4月・9月・1月予定（各学期1回、年3回実施）

※必要に応じ臨時のアンケート実施

(2) アンケートの結果： 学年・学校全体で情報共有

(3) アンケートの結果活用： アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有

面談記録の保存

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。  
※「いじめに係る対応の手引き」（さいたま市教育委員会発行平成26年3月）

### 4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 教育相談週間：年3回実施（4月、9月、1月） 「心と生活のアンケート」の結果や、日常の観察に基づき、児童の不安や悩みの解消を図るために児童と面談を行う。
- (2) 教育相談日：学級懇談会がない月に、保護者との教育相談日を設定し、月1回は保護者と面談できるようにする。
- (3) 個人面談週間：年2回（6月、11月）、保護者との面談を設定
- (4) 保護者が気軽に相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ① さわやか教育相談室、学校スクールカウンセラーとの連携を密にとる。
  - ② 教育相談だよりの発行（さわやか相談員だよりの発行）

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：7月、12月（年2回実施）
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果をまとめ、学校全体で情報共有

### 6 地域からの情報収集

- (1) 防犯ボランティア：毎朝、登校指導終了後、防犯ボランティアの方から気になる児童の様子などを聞く。
- (2) 学校評議員：学校評議員会の際、学校評議員の方から児童の様子を聞く。
- (3) 民生委員・主任児童委員：1学期に懇談会を実施（民生児童委員懇談会）
- (4) スクールサポートネットワーク：学校支援ボランティアの方から、それぞれの活動の際、気になった児童の様子などを聞く。

## VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・情報を集約し、校長の補佐に当たる。

- 教務主任は、・・・情報を集約し、校長の補佐に当たる。
- 担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
  - いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、・・・いじめが発覚した学級担任と連絡を取りながら情報収集を行ったり、指導を行ったりする。
- 学年主任は、・・・担当する学年の児童の情報収集を行う。
  - 学年の教師を招集し、情報収集の方法や指導方法を指示するとともに担当する学年の情報共有を行う。
  - 校長（教頭）に収集した事実を報告する。
- 生徒指導主任は、・・・児童の情報を把握できる体制づくりに努める。
  - 児童の情報を全教職員に伝え、共通理解を図るための体制を整備する。
  - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、・・・いじめられた児童の心に寄り添い、教職員と連携して心のケアを行う。
- さわやか相談員は、・・・児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、・・・家庭において、児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
  - ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
- ・年間30日を目安とする。
  - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童(生徒)又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

#### <学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

#### <教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に複数回実施する。

### 1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：

- ・いじめ防止基本方針の共通理解、及びいじめ防止対策推進法の理解
- ・取組評価アンケートの検討、実施
- ・いじめ防止基本方針の見直し

(2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：

- ・1・2学期末に実施（年2回）
- ・アンケートから得られた情報を集約し、事実関係を調査するためのいじめ対策校内委員会を開催し、今後の対応を検討するとともに、全教職員が情報を共有し指導に当たる。



## 2 校内研修

### (1) 「わかる授業を進めること」

- 授業規律：・・・生活時間を守ることの徹底（チャイム着席の習慣化等）  
授業中の正しい姿勢の徹底  
授業中の発表の仕方や聞き方の指導  
機会をとらえ、互いの授業を見合う、見せ合う場を設定
- 授業改善：・・・校内研修の趣旨を理解し、日々の教材研究に励む。  
校内研修や指導課学校訪問等を活用し、互いに授業を参観し合う。

### (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 児童理解：・・・特別な支援を要する児童の情報を全教職員で共有し指導に当たる
- 人権教育：・・・人権週間を活用し、人権作文や人権標語に取り組ませる（6月、12月）
- 事例研修：・・・特別支援、教育相談、生徒指導等の事例研修 等（長期休業中）

### (3) 情報モラル研修

- 事例研修：・・・情報モラル事例研修（長期休業中）  
児童への情報モラル指導

### (4) 「ネットいじめ」に係る研修

- ねらい・・・「ネットいじめ」等の実態を知り、迅速かつ適切に対応するため
- 事例研修・・・「ネットいじめ」事例研修会（長期休業中・適宜）
- 情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、児童への指導内容を検討し、分かりやすい指導に努める。

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間： 每学期行う。

### 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組アンケート」の実施時期： 7月、11月
- (2) いじめ対策委員会の開催時期： 定例会（4, 9, 2月） 校内委員会（毎月末）
- (3) 校内研修会等の開催時期： 6月、8月、12月
  - ・特別支援、及び配慮を要する児童の全体確認
  - ・夏季休業中の生徒指導・教育相談の研修（いじめ問題、問題行動、不登校等）

(4)いじめの問題に関する校内研修の開催時期(予定)

- ・ 6月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
- ・ 8月：生徒指導に係る伝達研修
- ・ 8月：特別支援教育(国際教育、人権教育)に係る研修